



鳥取県公報

平成 31 年 1 月 22 日 (火)
第 9 0 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	ふ化業者の登録 (24) (畜産課) 2
	建設業法による建設業者の許可の取消し (25) (県土総務課) 2
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (26) (鳥取県土整備事務所) 2
	収入証紙の小売りさばき人の売りさばき場所の廃止 (27) (会計指導課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (28) (〃) 3
◇ 公 告	建築士の処分 (住まいまちづくり課) 3
	建築士事務所の監督処分 (〃) 4
	公の施設の指定管理者の指定 (とっとり農業戦略課) 4
	公の施設の指定管理者の指定 (空港港湾課) 4

告 示

鳥取県告示第24号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
第1号	平成31年1月19日	米久おいしい鶏株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾84-1 代表取締役社長 金森 史浩	米久おいしい鶏株式会社 ^ふ 孵卵場 東伯郡琴浦町大字杉下504-11

鳥取県告示第25号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成31年1月22日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号
株式会社エコ開発
鳥取市気高町宝木1562-31
代表取締役 荒川 正臣
鳥取県知事（般-27）第7105号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

同社の役員が、所得税法違反、消費税法違反及び地方税法違反の罪を犯したことにより、平成30年10月15日、懲役の刑に処せられ、同月30日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第11号に該当するに至った場合に該当する。

鳥取県告示第26号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月22日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容 変更事項	認可の内容		認可年月日
					変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2312外6筆 (6,239.52平方メートル)	砂(8,371.4立方メートル)	採取の期間	平成29年1月6日から平成31年1月5日まで	平成29年1月6日から平成32年1月5日まで	平成31年1月11日

鳥取県告示第27号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次のとおり売りさばき場所を廃止する旨の届出があったので、告示する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	廃止する売りさばき場所	廃止年月日
403	鳥取銀行	鳥取銀行倉吉東出張所（倉吉市東昭和町172）	平成31年1月19日

鳥取県告示第28号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
415	鳥取銀行生山支店	所在地	日野郡日南町生山816	日野郡日野町根雨211-1	平成31年1月21日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の処分を行ったので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	処分をした年月日	処分の内容	処分の原因となった事実
藤原 博文	二級建築士	第2649号	平成31年1月4日	平成31年3月1日から14日間の業務停止命令	鳥取県東伯郡三朝町内の建築物について、有限会社藤原工務店の業務に関し、建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、同条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けずに建築工事を行った。また、当該建築物について、有限会社藤原工務店一級建築士事務所（鳥取県知事登録第29-901号）の業務に関し、代表者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。このことは、法第10条

						第1項第1号に該当する。
--	--	--	--	--	--	--------------

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づき、次のとおり建築士事務所に対し、監督処分を行ったので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

建築士事務所の名称及び所在地	開設者の氏名	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	登録番号	監督処分をした年月日	監督処分の内容	監督処分の原因となった事実
有限会社藤原工務店一級建築士事務所 倉吉市伊木195-1	藤原 博文	一級建築士事務所	鳥取県知事登録第29-901号	平成31年1月4日	平成31年3月1日から14日間の建築事務所の閉鎖	有限会社藤原工務店一級建築士事務所の管理建築士である藤原博文が、平成30年8月24日付けで国土交通大臣から、法第10条第1項の規定に基づき、平成31年3月1日から14日間の業務の停止を命じられた。このことは、法第26条第2項第4号に該当する。

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立農村総合研修所	鳥取県農業協同組合中央会 会長 谷口 節次 鳥取市末広温泉町723	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立みなとさかい交流館	境港管理組合 管理者 平井 伸治 境港市大正町215	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで